平成２１年（フ）第４７２号
秋田県男鹿市船越字本町１番地11　メゾンＳ＆Ｓ206号室
債務者　本川　忠宏
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７７号
秋田県潟上市飯田川飯塚字塞ノ神175番地７
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８０号
秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地178　県営南ヶ丘住宅34―101
債務者　戸井田由美子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０号
秋田県大館市餅田１丁目12番35号
債務者　工藤　倫子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第３５１号
福島市岡部字大旦180番地の１　大旦ハイツ201
債務者　佐藤真寿美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３７０号
福島市岡部字大旦61番地の４　ホワイトコーポⅡ106号
債務者　加藤　信子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第９６号
福島県相馬市富沢字松道67番地、前住所福島県南相馬市鹿島区北右田字釼宮13番地
債務者　後藤　美咲（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１２４６号
埼玉県蕨市中央６丁目16番19号　鹿マンション201号
債務者　高橋　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２９号
埼玉県加須市大字馬内75番地４
債務者　榎本　弘美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８８号
埼玉県加須市大字北小浜1168番地　北小浜団地13棟104号室、申立時の住所埼玉県加須市花崎１丁目32番地２　メゾネットクロツ５号棟
債務者　櫻井　朝子（旧姓長濱）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８０号
埼玉県蕨市塚越６丁目４番１号　須賀ハイツ101号
債務者　鎌田　昭次
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
埼玉県児玉郡上里町大字三町714番地９
債務者　田島　純子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５１５号
埼玉県児玉郡美里町大字古郡440番地１
債務者　加賀谷真一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２８号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2616番地25
債務者　山口美千代（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７２２号
川崎市麻生区千代ヶ丘７丁目６番地５　ファミーユH103
債務者　鵜城　克之
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５５号
川崎市麻生区はるひ野４丁目４番６―1212号　トゥトゥジャルダンはるひ野
債務者　金子　和男
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５６号
川崎市麻生区はるひ野４丁目４番６―1212号　トゥトゥジャルダンはるひ野
債務者　金子由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係